

	開 会 の 宣 言
事務局	只今から令和 6 年 8 月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12 名中 9 名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。
議 長	10 時 00 分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、11 番 我毛真一 委員と、10 番 板井照子 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の横川さんをお願いします。次回の会議について日程説明。
	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議 長	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 3 条の許可申請は、2 件でございます。「議案第 1 号、通り番 1 から 2 を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 1 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
10 番委員	■通り番 1 通り番 1 を説明します。 譲渡人の ■■■■ さんは高齢で管理できないので無償譲渡します。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、通り番 2 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。

3 番委員	■通り番 2 通り番 2 について説明します。 譲渡人の ■■■■ さんが農地を管理できないということで野村博さんに無償譲渡するものであります。 特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 2 について、事務局からの説明が終わりました。意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。
	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
議 長	続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	「議案第 2 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
10 番委員	■通り番 1 通り番 1 について説明します。 通り番 1 の譲渡人 ■■■■ さんが管理している農地をデイクエア施設として使用する案件です。譲受人は ■■■■ でございます。 特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長	議案第２号の通り番１について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。 無いようでございますので、議案第２号の農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第２号は、全て原案通り可決いたします。 議案第３号 非農地証明交付申請の承認について
議 長	議案第３号 非農地証明交付申請の承認について事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の非農地証明交付申請の承認は３件です。 「議案第３号通り番１から３を議案書をもとに朗読」
議 長	議案第３号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
１０番委員	■通り番１ 通り番１を説明します。 集落から離れていて、隣町側の山林の一角になります。長期にわたり原野となっています。 特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	通り番１について質問や意見はございませんか。 無いようでございますので、通り番２につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします ■通り番２

事務局	通り番 2 を説明します。 宅地横で、住宅建築時から転用をかけ忘れていた案件となります。長期にわたり雑種地となっています。 特に問題ありませんのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	通り番 2 について質問や意見はございませんか。 無いようでございますので、通り番 3 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
7 番委員	■ 通り番 3 通り番 3 を説明します。 戦前は山手で畑をしていたと聞いていますが、半世紀以上は山林原野となっている案件となります。 特に問題ありませんのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	通り番 3 について質問や意見はございませんか。 無いようでございますので、議案第 3 号の非農地証明交付申請の承認については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 3 号は、全て原案通り可決いたします。
議 長	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。 これについて意見、質問はありませんか。

議 長	無いようでございますので議案第４号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）、原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第４号については、原案通り可決することといたします。
議 長	以上をもちまして、本日の全議案の審議を全て終了いたしましたので、８月の定例総会は終了いたします
	閉 会 の 宣 言 10 時 15 分閉会を宣言する。